

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第14号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(昭和60年野田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2第7号中「届出をしていないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、同表第8号中「職員の結婚」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。以下同じ。)」を加え、同表第9号中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、同表第22号中「満15歳」を「満18歳」に、「同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子及び」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める義務教育を終了した子にあっては、同法第1条に規定する学校その他これらに類する施設に在籍しているものに限り、」に、「同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している者を含む」を「学校教育法に定める義務教育を終了した者にあつては、同法第1条に規定する学校その他これらに類する施設に在籍しているものに限る」に、「中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部若しくは中学部」を「高等学校」に、「中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校」を「大学」に改める。

別表第2の付表中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」

「
姻族
」
に、

「
姻族（
法律上
の姻族
関係は
ないが、
事実上
姻族関
係と同
様の事
情にあ
る者を
含む。）
」
を
に改める。

（野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則の一部改正）

第2条 野田市会計年度任用職員の勤務条件等に関する規則（令和2年野田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第2号及び第3号」を「第1号及び第2号」に改める。

別表第3第8号中「が結婚」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。以下同じ。）」を加え、同表第14号中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、同表第16号中「満15歳」を「満18歳」に、「同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子及び」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める義務教育を終了した子にあっては、同法第1条に規定する学校その他これらに類する施設に在籍しているものに限り、」に、「同日以後引き続いて中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している者を含む」を「学校教育法に定める義務教育を終了した者にあっては、同法第1条に規定する学校その他これらに類する施設に在籍しているものに限る」に、「中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部若しくは中学部」を「高等学校」に、「中等

教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校」を「大学」に改め、同表に次のように加える。

<p>18 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ45分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）として当該児童を委託することができない者に限る。）若しくは養子縁組里親である者を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭</p>
--	--

	和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
19 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認める期間

別表第4中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表第4号中「負傷又は疾病」を「負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同表第3号とし、同表中第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

別表第5中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、

「 姻族 」 「 姻族（法律上の姻族関係はないが、事実上姻族関係と同様の事情にある者を含む。） 」
を に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。